

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第10号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成24年11月26日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 24 年 11 月 9 日（金）

3. 監査対象の課等

建設経済部都市計画課

4. 監査の期間、範囲、事務

- ①平成 24 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
- ②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による
- ③その他

5. 所掌事務の概要

都市計画の策定及び総合調整、まちづくり条例に係る事務、都市公園・運動公園に関する事務、住居表示、都市計画法に基づく同意及び協議、県知事の許可する建築についての経由事務、建築行為等の許可に係る経由事務、旧吉田茂邸に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 24 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

[意見]

都市計画課は、町の宝である旧吉田茂邸や大磯駅前洋館の事業に深く携わり、これからのあり方を左右する重要な部署であるが、今後の様々な協議や手続きにおいては、町としての確固たる意見を持ち、主張すべきところは主張して臨まれない。

コミュニティバスについて、今年度からの新たな区間・手法により現在推進しているところであるが、利用者が少ない区間がある現行の手法は一部改善の余地があると考えます。これまでの利用状況等を検証し、今後のあり方について検討されたい。